

平成18年第2回臨時会

斑鳩町議会会議録

平成18年5月11日

午前9時40分 開会

於 斑鳩町議会議場

1, 出席議員 (13名)

1番	嶋田善行	2番	松田正
3番	飯高昭二	6番	浅井正八
7番	小野隆雄	8番	坂口徹
9番	浦野圭司	11番	三木誓士
12番	木田守彦	13番	木澤正男
14番	里川宜志子	15番	中西和夫
16番	中川靖広		

1, 欠席議員 (1名)

10番 吉川勝義

1, 出席した議会事務局職員

議会事務局長	浦口隆	係長	峯川敏明
--------	-----	----	------

1, 地方自治法第121条による出席者

町長	小城利重	助役	芳村是
収入役	中野秀樹	教育長	栗本裕美
総務部長	植村哲男	総務課長	清水建也
総務課参事	吉田昌敬	企画財政課長	西本喜一
企画財政課参事	野口英治	税務課長	藤原伸宏
住民生活部長	中井克巳	福祉課長	西川肇
健康推進課長	植村俊彦	環境対策課長	植嶋滋継
住民課長	阪野輝男	都市建設部長	藤本宗司

建設課長	加藤保幸	観光産業課長	今西弘至
都市整備課長	藤川岳志	都市整備課参事	堤和雄
教委総務課長	野崎一也	生涯学習課長	山崎善之
上下水道部長	池田善紀	下水道課長	谷口裕司

1, 議事日程

- 日程 1. 会議録署名議員の指名
- 日程 2. 会期の決定について
- 日程 3. 厚生常任委員長報告について
- 日程 4. 総務常任委員長報告について
- 日程 5. 議案第35号 斑鳩町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について
- 日程 6. 議案第36号 斑鳩町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程 7. 承認第 1号 町長専決処分について承認を求めることについて（平成17年度斑鳩町一般会計補正予算（第8号）について）
- 日程 8. 承認第 2号 町長専決処分について承認を求めることについて（斑鳩町町税条例の一部を改正する条例について）
- 日程 9. 承認第 3号 町長専決処分について承認を求めることについて（斑鳩町都市計画税条例の一部を改正する条例について）
- 日程 10. 承認第 4号 町長専決処分について承認を求めることについて（斑鳩町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について）
- 日程 11. 承認第 5号 町長専決処分について承認を求めることについて（斑鳩町介護保険条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例について）
- 日程 12. 常任委員会委員の選任について
- 日程 13. 議会運営委員会委員の選任について
- 追加日程 1. 議長辞職許可について
- 追加日程 2. 議長選挙について
- 追加日程 3. 副議長辞職許可について

追加日程 4. 副議長選挙について

追加日程 5. 都市基盤整備特別委員会委員の辞任許可について

追加日程 6. 都市基盤整備特別委員会委員の選任について

追加日程 7. 広報発行対策特別委員会委員の辞任許可について

追加日程 8. 広報発行対策特別委員会委員の選任について

追加日程 9. 同意第 2号 斑鳩町監査委員の選任について同意を求めることについて

追加日程 10. 議長報告について

(1) 常任委員会正副委員長互選結果について

(2) 議会運営委員会正副委員長互選結果について

(3) 都市基盤整備特別委員会正副委員長互選結果について

(4) 広報発行対策特別委員会正副委員長互選結果について

1, 本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

(午前9時40分 開会)

○議長（中西和夫君） おはようございます。

ただいまの出席議員は13名で、定足数に達しています。なお、吉川議員からは欠席の連絡を受けています。よってこれより、平成18年第2回斑鳩町議会臨時会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

まず、町長より議会招集のあいさつをお受けいたします。小城町長。

○町長（小城利重君） 皆さん、おはようございます。

開会に当たり一言あいさつを申し上げます。

本日、平成18年第2回町議会臨時会を招集いたしましたところ、議員皆様には、お繰り合わせの上ご出席を賜り、厚くお礼を申し上げます。平素から、町政諸般にわたり格別のご支援とご協力を賜り、心から感謝を申し上げる次第でございます。

平成18年度も既に1カ月余り過ぎ、4月1日付で職員の人事異動を行い、新たな体制の中で「夢と希望にあふれ人にやさしいまち斑鳩」の実現に向け、職員ともども一丸となり、創意工夫を凝らしながら諸事業の早期実施に積極的に取り組んでいるところでございます。議員皆様方より一層の温かいご支援とご協力を賜りながら、本町のさらなる発展に向け全力を挙げて取り組んでまいりたいと考えております。

本臨時会には、斑鳩町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例についてなど7議案を付議させていただいております。何とぞ温かいご審議を賜りまして、すべて原案どおりご承認賜りますようお願い申し上げます。

なお、提出議案の説明は後刻とさせていただくこととし、簡単ではございますが招集のあいさつとさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（中西和夫君） 本臨時会の議事日程は、お手元に配付いたしております日程表のとおりであります。よってこれに従い議事を進めてまいります。

まず、日程1、会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員には、会議規則第120条の規定により議長において指名いたします。1番、嶋田議員、2番、松田議員を指名いたします。両議員にはよろしく願いをいたします。

次に、日程2、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。本臨時会の会期を本日1日と定めることについて、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中西和夫君) 異議なしと認めます。よって本臨時会の会期は、本日1日と決定いたしました。

次に、日程3、厚生常任委員長報告についてを議題といたします。

平成18年第1回斑鳩町議会定例会において、厚生常任委員会の閉会中における継続審査とされましたことについて、審査結果の報告を求めます。9番、浦野委員長。

○厚生常任委員長(浦野圭司君) それでは、厚生常任委員会報告をさせていただきます。閉会中の厚生常任委員会は、4月26日全委員出席のもと開催されました。

まず初めに、継続審査案件である(仮称)総合福祉会館整備計画についてを議題とし、理事者より、用地取得に向け土地の境界立ち会いを終え、着々と進めている。建物建築計画については、プロポーザル方式にて今後進めていくとの説明がありました。これに対して、委員から、福祉制度も時々刻々と改正がある中、設備内容充実に向け委員会として要望をまとめて提出していくことを検討するとの質問があり、後日これを提出することといたしました。

次に、5月臨時議会提出予定議案について、1つ目に、町長専決処分について承認を求めることについて(斑鳩町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について)を議題とし、理事者より、地方税法等の一部を改正する法律などが、平成18年4月1日に施行されることに伴い、斑鳩町国民健康保険税条例の一部を次のとおり改正する。1つ目に、介護納付金課税額の限度額を8万円から9万円にする。2つ目に、公的年金等控除額の見直しによる税負担の激変を緩和するため、所得割額及び減額の判定の際に、平成18年度は13万円、平成19年度は7万円の特別控除をする。3つ目に、租税条約適用利子及び配当等に係る所得について、所得割額の算定及び減額の判定の際所得額に加えるとの説明がありました。

次に、町長専決処分について承認を求めることについて(斑鳩町介護保険条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例について)を議題とし、理事者より、この案件は3月定例議会で上程すべきであったが、事務的にミスがあり上程出来ず専決処分になったことのおわびがあり、内容説明では、税制改正に伴う負担額激変緩和措置として、保険料額算出の所得区分で第4段階と第5段階で基準額に対する割合を、平成18年度と平成19年度にかけて緩和措置をするという説明がありました。これに対して、委員から、これに該当する対象者の人数について等の質疑がありました。

次に、各課報告事項で、町長専決処分について承認を求めることについて（平成17年度斑鳩町一般会計補正予算（第8号）について）のうち、当委員会所管にかかるものについて、理事者より、福祉関係への寄附金の繰り入れがあったとの説明がありました

次に、その他の事項で、委員から、障害者自立支援法改正への対応について、また原油高に基づくごみ袋値上げはないのか、環境を考えたエネルギー利用について、鳥インフルエンザ・狂犬病について、白石畑地区のごみ野積み問題について等の質疑があり、理事者より答弁がされております。詳細については、会議録に整理いたしておりますので、よろしくお願いをいたします。

以上です。

○議長（中西和夫君） 次に、日程4、総務常任委員長報告についてを議題といたします
同じく、閉会中における総務常任委員会の審査結果の報告を求めます。1番、嶋田委員長。

○総務常任委員長（嶋田善行君） 去る4月27日午前9時から総務常任委員会を開き、閉会中における継続審査案件及び総務常任委員会の所管に係る事案について、報告、説明を受け、必要な審査、質疑を行いましたので、その概要について報告します。

当日の会議で付議された事案は、継続審査事案のほか、5月臨時議会で付議予定されている議案のうち、当委員会の所管に係る2事案と町長専決処分についての3事案、及び各課報告5件でした。審査に入る前に、担当部長及び教育長より、4月の人事異動に伴う職員の紹介がありました。

それでは、まず継続審査事案であります「斑鳩町における歴史的史跡等の発掘調査、整備保存に関することについて」であります。

史跡藤ノ木古墳に関して、本年度の実施については、石室の扉の修復、墳丘の一次盛土及び外周部の擁壁、排水路等の工事を9月ごろから着工予定、（仮称）文化財活用センターについては、共有地の用地買収、建物の払い下げ、実施設計等の準備を進めている。

史跡中宮寺跡整備については、1,318平方メートル、4筆の買収後、保存と整備に向けた史跡中宮寺跡整備検討委員会の設置に関し、6月定例会に条例の上程を予定しているとして、素案の説明がなされました。

また、議長より、奈良地方法務局斑鳩出張所建屋の無償払下げに関する要望書の回答書についての説明がなされました。

委員より、藤ノ木の整備保存に関して、基本設計から実施設計に移るについての町の具体的構想について、検討委員会と議会との関係に対する町の考え方について、今までの町の取り組みは、例えばホールやiセンターについて、当初の展示のままで展示物の差し替えが行われていないように思う。文化財活用センターの活用のあり方については折々に特別展示する、また近隣町村の文化財をも展示するような、絶えず新しい感覚で訪れてもらえるような、観光と歴史の両面を踏まえた運営方法について、史跡中宮寺跡整備検討委員会に関しての町の見解について、条例全般について、行政からの押しつけ規則だけの条文になっていると感じるが、町の見解について、(仮称)文化財活用センターの映像ホールと展示ホールの入り口の形態についての質疑、要望があり、理事者より、それぞれについて答弁がなされました。また、4月にオープンされた広陵町の文化財保存センターの視察研修を時期を見て行えるように、委員会として配慮してほしいとの要望がなされました。

以上が、継続審査事案に関する概要であります。

次に、5月臨時議会の付議予定議案のうち、当委員会の所管に係る事案についてであります。

1、斑鳩町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について。非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部が改正されたことにより、補償基礎額が勤続年数及び階級により40円から200円の減額、消防や水防作業従事者及び救急業務協力者は200円の減額、配偶者に係る扶養加算額は17円の減額、また介護補償額は月額120円から380円の減額とするための条例改正との説明があり、委員よりこの改正の消防団員への周知と新入団員の状況についての質疑がありました。

2、斑鳩町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例について。消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律施行令の一部の改正により、勤続年数10年以上25年未満の分団長、副分団長、部長、班長に対して、2,000円の引き上げとするための条例改正との説明があり、委員より、若干の確認事項がありました。

次に、3、町長専決処分について承認を求めることについて(平成17年度斑鳩町一般会計補正予算(第8号)について)であります。理事者より、歳入予算については、地方譲与税、利子割交付金等の各種交付金及び特別交付税の確定と、国、県支出金等による補助金の確定と地方債の許可予定額の確定による補正であり、歳出予算については

各事業の完了など、また国、県支出金、町債などの特定財源の確定に伴う財源の振り替えによる補正予算であり、歳入歳出それぞれ1,599万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ88億5,692万3,000円とする説明がなされ、委員より、まちづくり事業債についての質疑がありました。

4、町長専決処分について承認を求めることについて（斑鳩町町税条例の一部を改正する条例について）。理事者より、地方税法等の一部の改正により、個人住民税の非課税基準額の見直しとして、均等割の非課税限度額の加算額が現行17万6,000円を16万8,000円、所得割の非課税限度額の加算額が現行35万円を32万円に引き下げる。また、土地に係る固定資産税については、平成18年度から20年度まで負担水準の低い宅地について均衡化を促進する措置、また住宅耐震改修に伴う固定資産税の減額措置の創設についての説明があり、委員より、住民税の非課税基準額の見直しにより、影響を受ける人数の確認がありました。

5、町長専決処分について承認を求めることについて（斑鳩町都市計画税条例の一部を改正する条例について）。理事者より、地方税法等の改正により、当条例との整合性を図るための改正との説明がありました。

以上が、5月臨時議会における当委員会に係る付議予定議案の概要であります。

次に、各課報告事項であります。

1、斑鳩町財政健全化検討住民会議の報告について。

理事者より、中間報告書以降最終報告書で目につくことは、新税財源の検討と大型建設事業の再検討の2つであり、法定外税は慎重に対応していくべきであり、長期的な検討課題として研究していきたい。基金創設についても、議会とも相談しながら慎重に検討していきたい。大型建設事業の再検討については、本町の生活基盤整備を進めていくための骨格を形成するものであることから、見直しには議会にも相談し、進めていきたい。現在、財政健全化計画策定作業を進めているところであり、素案が出来次第、議会とも協議していきたいとの説明がありました。委員より、行政改革推進委員会への最終報告はどのような形で諮られるのか、行政改革推進委員会と住民会議との関係について斑鳩町が実施している公募制度についてなどの質疑や、種々事例を挙げて町当局の行財政の問題点を指摘する意見が出されました。

2、平成17年度不納欠損処分について。

理事者側の説明の後、委員より、事務の簡素化、収税の合理化を図る具体策を講じて

整理してほしい、また資料も理解しやすいものを出してほしいとの要望がありました。

3、消防団の団員退団による人事異動の報告。

4、3月23日、県が示した合併の組織図の説明会が5月31日に開催されることの報告。

5、前委員会に委員より質問のあった、公民館長の位置付けについての説明がありました。

その他として、自主制作映画「あかりの里」は、斑鳩を含めた地域に関するものであるが、積極的なPRなどの配慮の要望がありました。

以上が、閉会中における総務常任委員会の審査事項についての概要報告であります。なお、詳細については、会議録をご一読いただきますようお願いいたします。ご清聴ありがとうございました。

○議長（中西和夫君） 次に、日程5、議案第35号 斑鳩町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について、日程6、議案第36号 斑鳩町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例について、日程7、承認第1号 町長専決処分について承認を求めることについて（平成17年度斑鳩町一般会計補正予算（第8号）について）、日程8、承認第2号 町長専決処分について承認を求めることについて（斑鳩町町税条例の一部を改正する条例について）、日程9、承認第3号 町長専決処分について承認を求めることについて（斑鳩町都市計画税条例の一部を改正する条例について）、日程10、承認第4号 町長専決処分について承認を求めることについて（斑鳩町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について）、日程11、承認第5号 町長専決処分について承認を求めることについて（斑鳩町介護保険条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例について）、日程12、常任委員会委員の選任について、日程13、議会運営委員会委員の選任について、以上9議案を一括上程いたします。

町長から、本臨時会に付議されました7議案について提案説明を求めます。小城町長

○町長（小城利重君） それでは、本臨時会に付議いたしました議案につきまして、その概要を説明させていただきます。

はじめに、議案第35号 斑鳩町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例についてであります。

非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部を改正する政令が平成1

8年4月1日から施行され、この改正に基づき、当町の非常勤消防団員等に対する損害補償の適正化を図るため、補償基礎額及び介護補償の額を改定することとし、本条例の一部を改正するものであります。

次に、議案第36号 斑鳩町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例についてであります。

消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律施行令の一部を改正する政令が平成18年4月1日から施行され、この改正に基づき、当町の非常勤消防団員の処遇改善を図るため、退職報償金を引き上げることとし、本条例の一部を改正するものであります。

次に、承認第1号 町長専決処分について承認を求めることについて（平成17年度斑鳩町一般会計補正予算（第8号）について）であります。

既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,599万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ88億5,692万3,000円としたものであります。

主な予算補正の内容であります。歳入予算では、地方譲与税、利子割交付金をはじめとする各種交付金及び特別交付税の確定、国・県支出金の交付決定によります補助金の確定及び地方債の許可予定額の確定による予算補正、歳出予算では、各事業の完了に伴う予算補正であります。これらにつきまして、地方自治法第179条第1項の規定により、平成18年3月31日付で町長専決処分をさせていただいたものであり、同法同条第3項の規定により議会に報告し、承認を求めるものであります。

はじめに、歳入予算の補正についてであります。

各種交付金の決定によるもので、第2款地方譲与税では、所得譲与税、自動車重量譲与税及び地方道路譲与税で188万4,000円の増額、第3款利子割交付金では、848万7,000円の減額、第4款配当割交付金では、346万8,000円の増額、第5款株式等譲渡所得割交付金は、2,095万2,000円の増額、第6款地方消費税交付金は、244万1,000円の減額、第7款ゴルフ場利用税交付金では、665万6,000円の減額、第8款自動車取得税交付金では、90万3,000円の増額、第10款地方交付税では、626万円の減額、第11款交通安全対策特別交付金では、47万2,000円の増額であります。

次に、第14款国庫支出金では、学校施設整備費補助金が確定しましたことから32

6万4,000円の増額であります。内容といたしましては、3月議会で斑鳩小学校北館の耐震補強工事費に係る補正をさせていただいたところではありますが、耐震診断・補強設計等に係ります費用及び斑鳩西小学校ボイラー室のアスベスト対策工事につきましても交付決定されましたことによるものです。

次に、第15款県支出金では、史跡藤ノ木古墳整備に係ります実施設計業務につきまして、県の保存整備費等補助金が交付決定されましたことから、350万円の増額であります。

次に、第16款財産収入では、普通財産の売払い申請によりまして財産の処分をいたしましたことから、その売払い収入として63万5,000円の増額であります。

次に、第17款寄附金では、福祉基金への寄附がありましたことから25万9,000円の増額であります。

次に、第21款町債では、ため池整備事業債外4事業に係ります地方債許可予定額の確定により450万円の増額であります。

続きまして、歳出予算の補正であります。

歳出予算の補正につきましては、事務事業等の完了に伴う事業費の減額補正と地方債の許可予定額及び国・県支出金等の特定財源の確定に伴い、各款、項、目において予算額の補正を行わず財源の振替えを行ったものであります。

はじめに、第2款総務費、第1項総務管理費、第5目財産管理費では、歳入で申し上げました財産売払い収入分について財政調整基金へ積み立てますことから63万5,000円の増額、第6目企画費では、文化振興センター施設管理業務委託料及び文化振興財団補助金の確定により999万7,000円の減額であります。

次に、第3款民生費、第1項社会福祉費、第1目社会福祉総務費では、これにつきましても歳入で申し上げましたとおり、福祉基金としてご寄附をいただきましたことからその積立金として25万9,000円の増額であります。

次に、第5款農林水産業費、第1項農業費、第4目土地改良事業費では、町債の許可予定額の確定により財源振替を行ったものであります。

次に、第7款土木費、第4項都市計画費では、第1目都市計画総務費、第7目景観保全対策事業費、第8目JR法隆寺駅周辺整備事業費におきまして、町債の許可予定額の確定によりそれぞれ財源振替を行ったものであります。

次に、第9款教育費、第2項小学校費、第1目学校管理費及び第5項社会教育費、第

4目文化財保存費では、国庫支出金及び県支出金の確定により、それぞれ財源振替を行ったものであります。また、第6目図書館管理運営費では、図書館施設管理業務委託料の確定により75万4,000円の減額であります。

次に、第10款災害復旧費、第3項文教施設災害復旧費、第2目社会教育施設災害復旧費では、町債の許可予定額の確定により財源振替を行ったものであります。

最後に、第11款公債費、第1項公債費、第2目利子では、町債の借入金等に係ります利子償還金の確定により1,541万5,000円の減額であります。また、第3目公債諸費では、斑鳩町いきいきの里債の発行が完了しましたことから194万7,000円の減額補正を行っております。

なお、特定財源等の増額により生じました財源4,321万2,000円につきましては、予備費に留保いたしました。

次に、承認第2号 町長専決処分について承認を求めることについて（斑鳩町町税条例の一部を改正する条例について）であります。

平成18年度地方税制の改正を内容とする地方税法等の一部を改正する法律が平成18年3月31日に公布されたことに伴い、平成18年4月1日から施行されるものについて所要の改正を行ったものであります。

その主な改正内容であります。個人住民税については、生活保護基準等の引下げに伴い均等割及び所得割の非課税限度額の基準の見直しが行われたものであります。また土地に係る固定資産税につきましては、平成9年度から負担水準の均衡化が図られてまいりましたが、依然として負担水準のばらつきが残っていることから、平成18年度から20年度までの間、負担水準が低い土地について均衡化を一層促進する措置を講じ、あわせて納税者にわかりやすい簡素な制度に見直すための改正が行われました。また新たに、昭和57年1月1日以前から所在する既存住宅の耐震改修について、一定の基準に適合すると認められた場合、最長3年間、固定資産税を減額する措置が講じられることとなりました。これらの内容の改正につきまして、地方自治法第179条第1項の規定により、平成18年3月31日付で専決処分をさせていただいたものであり、同法同条第3項の規定により議会に報告し、承認を求めるものであります。

次に、承認第3号 町長専決処分について承認を求めることについて（斑鳩町都市計画税条例の一部を改正する条例について）であります。

町税条例の固定資産税に関する規定の改正にあわせ、都市計画税についても、同様の

負担調整措置を講じることとし、所要の改正を行ったものであります。これらの内容の改正につきまして、地方自治法第179条第1項の規定により、平成18年3月31日付で専決処分をさせていただいたものであり、同法同条第3項の規定により議会に報告し、承認を求めるものであります。

次に、承認第4号 町長専決処分について承認を求めることについて（斑鳩町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について）であります。

地方税法等の一部を改正する法律などが平成18年3月31日に公布されたことに伴い、平成18年4月1日から施行されるものについて所要の改正を行ったものであります。

その改正内容であります。国民健康保険税の介護納付金課税額の限度額を8万円から9万円に変更すること、公的年金等控除の見直しによる高齢者の国民健康保険税の負担の激変を緩和するため、所得割額の算定及び減額の判定の際に、公的年金等所得から平成18年度は13万円を、平成19年度は7万円を特別に控除することとなりました。また、租税条約適用利子及び配当等に係る所得について、国民健康保険税の所得割額の算定及び減額の判定の際の所得額に加えることとなりました。これらの内容の改正につきまして、地方自治法第179条第1項の規定により、平成18年3月31日付で専決処分をさせていただいたものであり、同法同条第3項の規定により議会に報告し、承認を求めるものであります。

次に、承認第5号 町長専決処分について承認を求めることについて（斑鳩町介護保険条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例について）であります。

介護保険施行令及び介護保険の国庫負担金の算定等に関する政令の一部を改正する政令が、平成18年3月1日に公布され、平成18年4月1日から施行されたことに伴い、所要の改正を行ったものであります。

その改正内容であります。平成18年3月定例会におきまして、平成18年度から20年度までの第1号被保険者の介護保険料を定めるため、斑鳩町介護保険条例の一部を改正する条例をご議決いただきましたが、平成17年度の税制改正による高齢者の非課税限度額の廃止に伴い、所得段階が上がる人につきまして保険料を3年間で段階的に引き上げる激変緩和措置が政令で定められました。このため、斑鳩町介護保険条例の一部を改正する条例の付則において特例措置の規定を設けることとなりました。この内容の改正につきまして、地方自治法第179条第1項の規定により、平成18年3月31

日付で専決処分をさせていただいたものであり、同法同条第3項の規定により議会に報告し、承認を求めるものであります。

以上で、提案いたしましたそれぞれの議案につきましての概要説明を終わらせていただきますが、いずれの議案につきましても温かいご審議を賜りまして、原案どおりご議決又はご承認いただきますようお願い申し上げます。

ご清聴ありがとうございました。

○議長（中西和夫君） これより議事日程に従い議事を進めてまいります。

それでは、日程5、議案第35号 斑鳩町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

お諮りいたします。本案については、会議規則第39条第2項の規定により、委員会付託を省略することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中西和夫君） 異議なしと認めます。よって議案第35号については、委員会付託を省略いたします。

本案について、提出者の説明を求めます。植村総務部長。

○総務部長（植村哲男君） 議案第35号 斑鳩町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例についてご説明を申し上げます。

まず、議案書を朗読させていただきます。

議案第35号

斑鳩町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について

標記について、地方自治法第149条の規定により、別紙のとおり提出し、議会の議決を求めます。

平成18年5月11日提出

斑鳩町長 小城利重

それでは、要旨によりまして説明をさせていただきたいと思っております。議案書の一番後ろに要旨がございます。ご覧いただきたいと思います。

斑鳩町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例（要旨）

非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部を改正する政令（平成18年政令第65号）が平成18年4月1日から施行されたことにより、この改正に基づきまして、当町の非常勤消防団員等に対する損害補償の適正化を図るため、補償基礎額

及び介護補償の額を改定することとし、斑鳩町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正させていただくものでございます。

改正の内容でございますが、まず1つ目の休業補償や障害補償等の算定の基礎となる補償基礎額の改定でございます。

(ア) といったしましては、非常勤消防団員及び非常勤水防団員に係る補償基礎額の改定ということで、条例第5条第2項第1号関係の別表1を改定するものでございます。要旨には、改正後の額を表示いたしておりますが、新旧対照表の一番最後にこの別表第1の比較がございますので、あわせてご覧いただきたいと思っております。ちなみに、今回改正いたしている箇所には、アンダーラインを引いておりますので、よろしくお願ひします。

それでは、階級ごとに説明をさせていただきます。

まず、団長及び副団長でございますが、勤続年数が10年未満である場合につきましては、現行1万2,470円を70円減じまして1万2,400円に、10年以上20年未満につきましては、現行1万3,340円を40円減じまして1万3,300円とするものでございます。20年以上につきましては、今回改定をいたしてございません

次に、分団長及び副分団長でございます。勤続年数が10年未満につきましては、現行の1万740円を140円減じまして1万600円に、10年以上20年未満につきましては、現行1万1,600円を100円減じまして1万1,500円に、20年以上につきましては、現行1万2,470円を70円減じまして1万2,400円とするものでございます。

続きまして、部長、班長及び団員でございます。勤続年数が10年未満につきましては、現行9,000円を200円減じまして8,800円に、10年以上20年未満につきましては、現行9,870円を170円減じ9,700円に、20年以上につきましては、現行1万740円を140円減じまして1万600円とするものでございます

次に、(イ)でございますが、消防作業従事者、救急業務協力者及び水防従事者に係る補償基礎額の最低額を、現行は9,000円でしたが、200円を減じまして8,800円とするものでございます。これは、条例第5条第2項第2号の関係でございます。

次に、(ウ)でございますが、配偶者に係る扶養加算額を、現行の450円から17円減じ433円に改定するものでございます。これにつきましては、条例第5条第3項

の関係の改正でございます。

続きまして、2つ目の介護補償の額の改定でございますが、これは条例第9条の2第2項の関係の改正でございます。

まず、他人介護の場合の上限額でございますが、常時介護の場合につきましては、現行の月額10万4,970円から380円を減じまして10万4,590円に、臨時介護の場合につきましては、現行の月額5万2,490円から190円を減じまして5万2,300円とするものでございます。

また、家族介護の場合の最低保障額でございますが、常時介護につきましては、現行の5万6,950円から240円を減じまして5万6,710円に、随時介護につきましては、現行の2万8,480円から120円を減じまして2万8,360円とするものでございます。

次に、2点目の適用関係でございますが、施行期日につきましては、本議会での議決をいただいた以降に公布いたしまして、その日から施行するものでございます。

また、経過措置についてでございますが、裏面になりますが、記載させていただいておりますように、平成18年4月1日以後に支給すべき事由の生じた損害補償並びに同4月分以後の月分の傷病補償年金、障害補償年金及び遺族補償年金について適用し、同日より前に支給事由の生じた損害賠償並びに平成18年3月分以前の月分の傷病補償年金、障害補償年金及び遺族補償年金については、なお従前の例によるということになるわけでございます。

以上、簡単でございますが説明とさせていただきます。よろしく原案どおりご議決を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（中西和夫君） 説明が終わりましたので、本案について質疑をお受けいたします
14番、里川議員。

○14番（里川宜志子君） 今の部長の説明を聞いて、少しわからないので教えていただきたいんですが、非常勤消防団員に対する損害補償の適正化を図るためと言って、結局出てきているこの議案を見ますと、金額が全部引き下げという内容になっているんですけども、その適正化を図ることで引き下げられているんですが、この損害補償の基準を定める政令が改正されたということなんですが、この金額を割り出すために何か基準になっているものがあるのかなあというふうに思うんです。その基準になっているものが下がって、おのずとこれらの非常勤消防団員についても下がるのかな。その辺の関

係が非常にわかりにくいなあというふうに思います。ただ単に引き下がる分について、今の説明であったらちょっと私も理解しにくいなあというふうに思っているんですが、もう少しこの非常勤の消防団員の損害補償にかかわるもとなる数字というものなりあるのであれば、その辺もあわせてご説明をしていただけたら非常にわかりやすいかなというふうに思いますので、お尋ねしたいと思います。

○議長（中西和夫君） 植村総務部長。

○総務部長（植村哲男君） ただいまのご質問でございますが、市町村における消防団員に対する公務災害補償につきましては、消防組織法という法律の中で次のように定められております。消防団員が、公務により死亡したり負傷したりした場合には、市町村は政令で定める基準に従い、条例で定めるところによりまして、消防団員、またはその遺族における損害を補償しなければならない。これは、その法律の第15条の7に書いておるものでございます。という規定がございます。その規定の中での政令と申しますのは、先ほどから出ております非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令でございます。この政令が改正されますと、その内容に準じた当条例を改正する必要が生じるということになりますので、現行法上致し方ない措置であり、このことから当町独自の基準を設けることについては出来ないということでございますので、よろしくご理解を賜りたいと思います。

○議長（中西和夫君） 14番、里川議員。

○14番（里川宜志子君） 今の部長のご説明であれば、私が知りたいということについてお答えをいただけてないというふうに私は思うんです。非常勤消防団員に係る政令、これはやっぱりもとなるのは常勤の消防団員というのか、もともと消防署の関係のもとがあって、それらから非常勤に対してはこういうふうな考え方をしているんだとか、そういう何か連動されたものがあるんじゃないかなということをおはちょっと感じておったんです。今現在、公務員であるとか色々なもの、人事院勧告により色々給与などが引き下げられたり色々な面で引き下げが行われている中でこういうところにも影響が出てきているのかなということをおは、私はそれらの色々な関連してこのことを受け止めたいというふうに考えておったので質問をさせていただいたわけなんですけれども、それについて再度お答えがあるのであればお願いしたいと思います。

○議長（中西和夫君） 植村総務部長。

○総務部長（植村哲男君） 少し説明が不足いたしておりました。本政令での公務災害補

償における補償基礎額につきましては、国家公務員の公安俸給表に基づきまして定められていることから、人事院勧告により国家公務員の給与が下がった場合につきましては今回のような引き下げがなされるということでございますので、よろしく願いいたします。

○議長（中西和夫君） ほか、ございませんか。これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。議案第35号については、原案どおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中西和夫君） 異議なしと認めます。よって議案第35号については、満場一致で可決いたされました。

次に、日程6、議案第36号 斑鳩町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

お諮りいたします。本案については、会議規則第39条第2項の規定により、委員会付託を省略することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中西和夫君） 異議なしと認めます。よって議案第36号については、委員会付託を省略いたします。

本案について、提出者の説明を求めます。植村総務部長。

○総務部長（植村哲男君） それでは、議案第36号 斑鳩町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

まず、議案書を朗読させていただきます。

議案第36号

斑鳩町非常勤消防団員に係る退職報償金の

支給に関する条例の一部を改正する条例について

標記について、地方自治法第149条の規定により、別紙のとおり提出し、議会の議決を求めます。

平成18年5月11日提出

斑鳩町長 小城利重

それでは、要旨に基づきましてご説明をさせていただきます。議案書の最後に要旨を添付いたしておりますので、ご覧いただきたいと思います。

斑鳩町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に

関する条例の一部を改正する条例（要旨）

消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律施行令の一部を改正する政令（平成18年政令第66号）が平成18年4月1日から施行されたことによりまして、この改正に基づきまして、当町の非常勤消防団員の処遇改善を図るため、退職報償金を引き上げることとし、所要の改正を行うものでございます。

改正内容でございますが、別表中にアンダーラインを引いておりますが、この9つの区分で退職報償金の支払額を階級及び勤続年数に応じましてそれぞれ2,000円ずつ引き上げるものでございます。

分団長クラスの勤続年数が10年以上15年未満では、現行の26万6,000円を2,000円引き上げ26万8,000円と、15年以上20年未満では、36万1,000円を2,000円引き上げ36万3,000円に、20年以上25年未満では、46万1,000円を2,000円引き上げ46万3,000円とするもので、副分団長及び部長・班長クラスでは同じ勤続年数のところでそれぞれ2,000円を同様に引き上げているものでございます。

次に、適用関係でございますが、施行期日につきましては、本議会で議決をいただいた以降に公布し、その日から施行することといたしております。

また、経過措置についてでございますが、平成18年4月1日より前に退職した者につきましては、なお従前の例によるということでございまして、平成18年4月1日からこの条例の施行日の前日までの退職者につきまして支払った退職報償金につきましては、その内払いとみなすものでございます。

以上、簡単でございますが説明を終わらせていただきます。よろしく原案どおりご議決を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（中西和夫君） 説明が終わりましたので、本案について質疑をお受けいたします（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中西和夫君） これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。議案第36号については、原案どおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中西和夫君） 異議なしと認めます。よって議案第36号については、満場一致

で可決いたされました。

次に、日程7、承認第1号 町長専決処分について承認を求めることについて（平成17年度斑鳩町一般会計補正予算（第8号）について）を議題といたします。

お諮りいたします。本案については、会議規則第39条第2項の規定により、委員会付託を省略することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中西和夫君） 異議なしと認めます。よって承認第1号については、委員会付託を省略いたします。

本案について、提出者の説明を求めます。植村総務部長。

○総務部長（植村哲男君） それでは、承認第1号 町長専決処分について承認を求めることについて（平成17年度斑鳩町一般会計補正予算（第8号）について）をご説明申し上げます。

まず、議案書を朗読させていただきます。

承認第1号

町長専決処分について承認を求めることについて

（平成17年度斑鳩町一般会計補正予算（第8号）について）

標記について、地方自治法第179条第1項の規定により、平成17年度斑鳩町一般会計補正予算（第8号）を別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、議会の承認を求めます。

平成18年5月11日提出

斑鳩町長 小城利重

続きまして、専決処分書を朗読させていただきます。

斑専第1号

専決処分書

平成17年度斑鳩町一般会計補正予算（第8号）について

標記の件について、地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分する。

平成18年3月31日

斑鳩町長 小城利重

町長専決処分をさせていただきました平成17年度斑鳩町一般会計補正予算（第8

号) につきましては、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1, 599万3, 000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ88億5, 692万3, 000円としたものでございます。

その主な予算補正の内容でございますが、歳入予算につきましては、地方譲与税、利子割交付金をはじめとする各種交付金及び特別交付税の確定と、国・県支出金の交付等による補助金の確定及び地方債の許可予定額の確定による予算補正となっております。

一方、歳出予算につきましては、各事業の完了等に伴う予算補正と、国・県支出金や町債などの特定財源の確定に伴う財源の振り替えを行ったものでございます。

そういったことで、地方自治法第179条第1項の規定に基づき町長専決処分をさせていただきますものでございます。

それでは、本予算の内容につきまして、予算に関する説明書によりましてご説明を申し上げます。

初めに、歳入予算の関係でございます。11ページをお開きいただきたいと思っております。第2款の地方譲与税でございますが、第1項所得譲与税では15万4, 000円、第2項自動車重量譲与税では57万4, 000円、第3項地方道路譲与税では115万6, 000円をそれぞれ増額させていただいております。

次に、12ページでございますが、第3款の利子割交付金では848万7, 000円を減額、第4款の配当割交付金では346万8, 000円を増額、第5款株式等譲渡所得割交付金では2, 095万2, 000円を増額させていただいております。

次に、13ページでございますが、第6款の地方消費税交付金では、244万1, 000円を減額、第7款のゴルフ場利用税交付金でも665万6, 000円を減額させていただいております。

次に、14ページでございます。第8款の自動車取得税交付金では、90万3, 000円を増額、第10款の地方交付税では、平成17年度の特別交付税額が確定いたしましたことから、626万円を減額させていただいたものでございます。

次に、15ページでございます。第11款交通安全対策特別交付金では、47万2, 000円を増額させていただいております。また、第14款の国庫支出金、第2項国庫補助金では、第4目の教育費国庫補助金におきまして、斑鳩小学校北館の耐震補強事業に係ります耐震診断費、補強計画費等々、斑鳩西小学校ボイラー室のアスベスト対策工事につきまして、国の学校施設整備費補助金の追加承認があり、国庫補助金の交付を受

けましたことから、326万4,000円を増額させていただいております。

次に、第15款の県支出金、第2項県補助金では、第4目の教育費補助金で、史跡藤ノ木古墳整備に係ります実施設計業務につきまして、県の保存整備費等補助金の追加承認があり、交付決定を受けましたことから、350万円を増額させていただいております。

次に、16ページをお開きいただきたいと思います。第16款の財産収入でございますが、普通財産の売払申請により財産の処分を実施いたしましたことから、その売払収入63万5,000円を増額させていただいております。

第17款の寄附金でございますが、福祉基金にご寄附いただきました25万9,000円を増額させていただいております。

次に、第21款の町債でございますが、第1項町債におきまして、地方債許可予定額の確定に伴い、それぞれの科目で予算補正をさせていただいております。その内容につきましては、第1目の農林水産業債におきましては、ため池整備事業債を50万円減額第2目の土木債では、地方特定道路整備事業債を100万円減額、まちづくり事業債を110万円増額、JR法隆寺駅周辺整備事業債を520万円を増額させていただいております。また、第4目の災害復旧債におきましては、野外活動センター災害復旧事業債を30万円減額させていただいております。

続きまして、歳出予算の補正につきましてご説明申し上げます。18ページをお開きいただきたいと思います。

初めに、第2款の総務費、第1項総務管理費についてでございます。第5目の財産管理費では、普通財産売払収入63万5,000円を原資に財政調整基金への基金積み立てをさせていただいております。第6目の企画費では、文化振興センター施設管理業務委託料及び文化振興財団補助金の確定に伴いまして999万7,000円を減額させていただいております。

次に、19ページに移ります。第3款の民生費でございます。第1項社会福祉費の第1目社会福祉総務費におきましては、福祉基金としてご寄附いただいた寄附金25万9000円を同基金への基金積み立てをさせていただいております。

次に、第5款の農林水産業費、第1項農業費の第4目土地改良事業費におきましては地方債の許可予定額の確定により財源の振り替えをさせていただいております。

次に、20ページをお願いいたします。第7款土木費、第4項都市計画費についてで

ございます。第1目の都市計画総務費、第7目の景観保全対策事業費、並びに第8目のJR法隆寺駅周辺整備事業費におきましては、地方債の許可予定額の確定によりましてそれぞれの科目におきまして財源振り替えをさせていただいております。

次に、21ページでございます。第9款教育費、第2項小学校費、第1目の学校管理費では、斑鳩小学校北館の耐震補強事業に係ります耐震診断費、補強計画費等々、斑鳩西小学校ボイラー室のアスベスト対策工事が、国の学校施設整備費補助金の追加承認があり、国庫補助金の交付を受けましたことから、財源振り替えをさせていただいたものでございます。また、第5項社会教育費、第4目文化財保存費におきましては、史跡藤ノ木古墳整備に係ります実施設計業務につきまして、国の保存整備費等補助金の追加承認があり、交付決定を受けましたことから財源振り替えをさせていただいております。次に、第6目の図書館管理運営費では、図書館施設管理業務委託料の確定に伴い75万4,000円の減額をさせていただいております。

次に、22ページをお開きいただきたいと思っております。第10款の災害復旧費、第3項文教施設災害復旧費の第2目社会教育施設災害復旧費では、地方債の許可予定額の確定によりまして財源振り替えをさせていただいたものでございます。

次に、第11款公債費、第1項公債費についてでございます。第2目の利子では、町債の借入金等に係ります利子償還金の確定により1,541万5,000円の減額、また第3目公債諸費におきましても、斑鳩町いきいきの里債の発行事務が完了したことから194万7,000円の減額をさせていただいたものでございます。

次に23ページに移らせていただきます。第12款の予備費でございますが、本予算補正によりまして生じました財源4,321万2,000円を予備費に流用させていただくものでございます。

恐れ入りますが、7ページに戻っていただきたいと思っております。第2表の地方債補正についてでございます。歳入予算の補正のところで申し上げましたように、地方債予定額の確定に伴いましてそれぞれの事業において地方債限度額の変更をさせていただいたものでございます。

それでは、1ページにお戻りいただきたいと思っております。

予算書を朗読させていただきます。

平成17年度斑鳩町一般会計補正予算（第8号）

平成17年度斑鳩町一般会計補正予算（第8号）は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,599万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ88億5,692万3,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

(地方債の補正)

第2条 既定の地方債の変更は、「第2表 地方債補正」による。

平成18年3月31日 専決

斑鳩町長 小城利重

以上で、町長専決処分をさせていただきました平成17年度斑鳩町一般会計補正予算(第8号)につきましてご説明とさせていただきます。何とぞ温かいご審議を賜りまして、原案どおりご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長(中西和夫君) 説明が終わりましたので、本案について質疑をお受けいたします
(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中西和夫君) これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。承認第1号については、原案どおり承認することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中西和夫君) 異議なしと認めます。よって承認第1号については、満場一致で承認いたされました。

次に、日程8、承認第2号 町長専決処分について承認を求めることについて(斑鳩町町税条例の一部を改正する条例について)を議題といたします。

お諮りいたします。本案については、会議規則第39条第2項の規定により、委員会付託を省略することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中西和夫君) 異議なしと認めます。よって承認第2号については、委員会付託を省略いたします。

本案について、提出者の説明を求めます。植村総務部長。

○総務部長(植村哲男君) それでは、承認第2号 町長専決処分について承認を求めることについて(斑鳩町町税条例の一部を改正する条例について)についてご説明を申し

上げます。

まず、議案書を朗読させていただきます。

承認第2号

町長専決処分について承認を求めることについて

(斑鳩町町税条例の一部を改正する条例について)

標記について、地方自治法第179条第1項の規定により、斑鳩町町税条例の一部を改正する条例を別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、議会の承認を求めます。

平成18年5月11日提出

斑鳩町長 小城利重

続きまして、専決処分書を朗読させていただきます。次のページをお開きいただきたいと思ひます。

斑専第2号

専決処分書

斑鳩町町税条例の一部を改正する条例について

標記について、地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分する。

平成18年3月31日

斑鳩町長 小城利重

それでは、要旨によりご説明申し上げます。最後のページから2ページ目をお開きいただきたいと思ひます。

斑鳩町町税条例の一部を改正する条例について（要旨）

平成18年度の地方税制の改正を内容とする地方税法等の一部を改正する法律（平成17年法律第5号）が平成18年3月31日に公布されたことにより、所要の改正をしたものでございます。

主な改正内容でござひますが、まず1つ目は個人住民税でござひます。個人住民税におきましては、非課税基準額の見直しがされておひます。生活保護基準額の見直しがされ、基準額が引き下げられたことに伴ひまして、均等割及び所得割の非課税限度額の基準が見直しされておひます。均等割につきましては、加算額17万6,000円から16万8,000円に8,000円を引き下げられ、所得割につきましては

加算額35万円から32万円に3万円引き下げられております。これらにつきましては条例第14条及び条例付則第5条の2の関係の改正でございます。

次に、2つ目の固定資産税でございますが、まず1つ目として、土地に係る固定資産税の負担軽減措置の改正でございます。これまでも負担軽減措置が講じられてまいりましたが、平成18年度から平成20年度までの間、特に負担水準が低い宅地については均衡化を促進する措置が講じられたことになり、また農地につきましては現行の負担調整措置が継続されるということになってございます。

まず、①の宅地等でございますが、1つ目の商業地等の非住宅用地につきましては、負担水準が70%を超える商業地等については、当該年度の評価額の70%を課税標準とし、負担水準が60%以上70%以下の商業地等については、前年度課税標準額を据え置くことといたしております。また、負担水準が60%未満の商業地等については、前年度課税標準額に当該年度の評価額の5%を加えた額を課税標準額といたすものでございます。ただし、当該の額が評価額の60%を上回る場合については60%相当額とし、評価額の20%を下回る場合については20%相当額とすることといたしております。

次に、2つ目の住宅用地につきましては、負担水準が80%以上の住宅用地につきましては、前年度課税標準額を据え置き、負担水準が80%未満の住宅用地につきましては、前年度課税標準額に当該年度の評価額に住宅用地特例率、6分の1または3分の1でありますけれども、これを乗じて得た額の5%を加えた額を課税標準額とするものでございます。ただし、当該額が本則課税標準額の80%を上回る場合につきましては80%相当額とし、本則課税標準額の20%を下回る場合には20%相当額とするものとしております。また、据え置き年度において簡易な方法により価格の下落修正が出来る特例措置については、これを継続することとされております。また、著しい地価下落に対応した臨時的な税負担の据え置き措置につきましては、廃止されているものでございます。

次に、②の農地でございますが、前年度課税標準額に負担水準の区分に応じて一定の調整率を乗じる現行の負担調整措置が継続されております。一般市街化区域農地に関する3分の1の特例率についても、継続されております。ただし、著しい地価下落に対応した臨時的な税負担の据え置き措置につきましては、廃止されております。これらの改正につきましては、条例の第67条、また付則の第11条から第14条までの関係の改正となっております。

2つ目といたしましては、住宅耐震改修に伴います固定資産税の減額措置が創設されております。昭和57年1月1日以前から所在する住宅について、平成18年1月1日から平成27年12月31日までの間に一定の、工事金額にいたしますと30万円以上の耐震改修ということになりますが、その耐震改修を行い、一定の基準に適合すると認められた場合につきましては、固定資産税を2分の1減額するというものでございます。減額期間につきましては、平成18年1月1日から平成21年12月31日までの改修につきましては3年間、平成22年1月1日から平成24年12月31日までの改修につきましては2年間、平成25年1月1日から平成27年12月31日までの改修につきましては1年間となっております。この改正につきましては、条例付則第10条の2の関係の改正ということでございます。

以上が主な改正内容でございます。

今回の改正により本町においてどれぐらいの影響があるかということでございますが付け加えて申し上げますと、非課税基準額の見直しにつきましては、均等割ではおよそ6人ぐらいの方で非課税から均等割の課税となり、1万8,000円ということでございます。所得割につきましては、12人の方が均等割課税から所得割課税ということになりまして、7万1,000円程度のそれぞれ増となると見込んでおります。また、宅地に係ります固定資産税につきましてはおよそ150万円、また次の都市計画税条例の改正の関係もありますが、都市計画税では20万円程度、市街化区域農地に係る固定資産税では120万円、都市計画税で10万円程度のそれぞれ増になると見込んでおりまして、これらを合わせまして約310万円程度の増ということで推測いたしておるものでございます。

以上、簡単でございますが、条例改正の条文及び新旧対照表での説明につきましては省略させていただきますが、要旨をもって説明とさせていただきます。何とぞよろしくご審議を賜りましてご了承をいただきますようお願い申し上げます。

○議長（中西和夫君） 説明が終わりましたので、本案について質疑をお受けいたします（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中西和夫君） これをもって質疑を終結いたします。

本案については、討論の申し出があります。よってこれより討論を行います。

初めに、本案を承認することに反対する議員の意見を求めます。13番、木澤議員。

○13番（木澤正男君） それでは、承認第2号 町長専決処分について承認を求めるこ

とについて（斑鳩町町税条例の一部を改正する条例について）の反対の立場から意見を述べさせていただきます。

今回の条例改正の中で、個人住民税の非課税基準額の見直しが行われていますが、生活保護基準等の引き下げに伴って均等割、所得割の非課税限度額の加算額がそれぞれ引き下げられることになり、新たに町内でも、均等割では6世帯が、所得割では12世帯が非課税から課税になるという影響が出ています。金額では、先ほど部長もおっしゃいましたが、合計で8万9,000円が税収増となる見込みであり、その分がそのままそれぞれの世帯にとっては増税となります。さらには、非課税から課税世帯に変わることによって、直接かかる個人住民税だけではなく、介護保険料などの支払い区分段階が上がり、さらに負担増になる世帯も想定され、今回の改正は低所得者層にとってひどい仕打ちであるということをおっしゃるを得ません。制度改正についていけない世帯については、一定の配慮が必要であると同時に、こうした改正は認めるわけにはいきません。

今回の改正は、国の法改正に伴って行われるものですが、どうしても見過ごせないのは、今後出てくる定率減税の廃止も含め、今年度の国家予算でも庶民増税が行われ、特に低所得者層や高齢者に負担増が押し付けられる一方で、法人税率の引き下げや所得税の最高税率の引き下げは行われず、お金のあるところからは取らないという、税制のあり方としても非常に道理のないやり方が行われているという点です。

既に専決処分として処理されているものですが、住民の暮らし、福祉を守るという立場から、幾ら国で決まったことであっても、住民のためにならないものについては、地方自治体として批判の声を上げていくべきであるということをおっしゃりまして、私の反対討論とさせていただきます。ご清聴ありがとうございました。

○議長（中西和夫君） 次に、本案を承認することに賛成する議員の意見を求めます。7番、小野議員。

○7番（小野隆雄君） 承認第2号 町長専決処分について承認を求めることについて（斑鳩町町税条例の一部を改正する条例について）、賛成の立場から意見を申し述べます。

町長の提出議案説明及びただいまの担当部長の要旨からも、今回の条例改正は、現在の経済、財政状況等を踏まえつつ、持続的な経済社会の活性化を実現するためのあるべき税制の構築に向けて地方税法の一部を改正する法律等が平成18年3月31日に公布されたことにより、地方自治法の規定により専決処分されたものであります。

個人住民税の非課税限度額の見直しについては、例年生活保護基準額等の変更を勘案して見直しをされているものであり、これらの基準との整合性が図られたものであります。

固定資産税では、土地の負担調整措置について、課税の公平と制度の簡素化の観点から、負担水準のばらつきを解消するために講じられた措置であり、今後一層課税の均等化の促進に努めていただきたいと思います。

また、ここ数年来大規模地震や風水害などの自然災害に対し、可能な限りの備えを講じることへの認識が高まっている中、税制においても耐震改修に対する固定資産税の減額措置が創設されることになり、当町が今年度から実施する耐震診断の助成制度とあわせ既存住宅の耐震改修が一層促進されることに期待するものであります。

以上のことから、斑鳩町町税条例の一部を改正する条例についての専決処分につきましては、承認することに賛成をするものであります。議員皆様のご賛同をよろしくお願いいたします。

○議長（中西和夫君） これをもって討論を終結いたします。

本案については、賛否両論であります。よってこれより採決を行います。

本案を原案どおり承認することに賛成の議員の起立を求めます。

（起立する者あり）

○議長（中西和夫君） 起立多数であります。よって承認第2号については、賛成多数で承認いたされました。

次に、日程9、承認第3号 町長専決処分について承認を求めることについて（斑鳩町都市計画税条例の一部を改正する条例について）を議題といたします。

お諮りいたします。本案については、会議規則第39条第2項の規定により、委員会付託を省略することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中西和夫君） 異議なしと認めます。よって承認第3号については、委員会付託を省略いたします。

本案について、提出者の説明を求めます。植村総務部長。

○総務部長（植村哲男君） それでは、承認第3号 町長専決処分について承認を求めることについて（斑鳩町都市計画税条例の一部を改正する条例について）についてご説明を申し上げます。

まず、議案書を朗読させていただきます。

承認第3号

町長専決処分について承認を求めることについて
(斑鳩町都市計画税条例の一部を改正する条例について)

標記について、地方自治法第179条第1項の規定により、斑鳩町都市計画税条例の一部を改正する条例を別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により報告し議会の承認を求めます。

平成18年5月11日提出

斑鳩町長 小城利重

続きまして、専決処分書を朗読させていただきます。次のページをお願いいたします
斑専第3号

専決処分書

斑鳩町都市計画税条例の一部を改正する条例について

標記について、地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分する。

平成18年3月31日

斑鳩町長 小城利重

それでは、要旨によりましてご説明申し上げます。最後のページをお開きいただきたいと思ひます。

斑鳩町都市計画税条例の一部を改正する条例について（要旨）

平成18年度の地方税制の改正を内容とする地方税法等の一部を改正する法律が、去る3月31日に公布され、都市計画税につきましても、固定資産税と同様に負担調整措置が講じられることになりました。これに伴いまして、都市計画税条例につきましても所要の改正をさせていただいたものでございます。改正条例の説明につきましても、省略をさせていただきます。

以上、簡単でございますが説明とさせていただきます。何とぞよろしくご審議を賜りましてご了承をいただきますようお願い申し上げます。

○議長（中西和夫君） 説明が終わりましたので、本案について質疑をお受けいたします
（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中西和夫君） これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。承認第3号については、原案どおり承認することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中西和夫君) 異議なしと認めます。よって承認第3号については、満場一致で承認いたされました。

次に、日程10、承認第4号 町長専決処分について承認を求めることについて(斑鳩町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について)を議題といたします。

お諮りいたします。本案については、会議規則第39条第2項の規定により、委員会付託を省略することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中西和夫君) 異議なしと認めます。よって承認第4号については、委員会付託を省略いたします。

本案について、提出者の説明を求めます。中井住民生活部長。

○住民生活部長(中井克巳君) それでは、承認第4号 町長専決処分について承認を求めることについて(斑鳩町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について)につきましてご説明を申し上げます。

まず、議案書を朗読させていただきます。

承認第4号

町長専決処分について承認を求めることについて

(斑鳩町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について)

標記について、地方自治法第179条第1項の規定により、斑鳩町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、議会の承認を求めます。

平成18年5月11日提出

斑鳩町長 小城利重

次のページの専決処分書につきまして朗読をさせていただきます。

斑専第4号

専決処分書

斑鳩町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について

標記の件について、地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処

分する。

平成18年3月31日

斑鳩町長 小城利重

この改正につきましては、地方税法の一部を改正する法律などが、平成18年3月31日に公布をされました。翌4月1日から施行となりましたことから、これに係ります当該条例の改正を3月31日に専決処分をさせていただいたものでございます。

それでは、条例の改正内容につきまして、議案書の最後のページにあります要旨をもちましてご説明をさせていただきますので、要旨をご覧いただきたいと思っております。

まず、1つといたしまして、地方税法の施行令の改正に伴いまして、国民健康保険税介護納付金の課税額限度額を8万円から9万円に引き上げをさせていただき改正でございます。

2つといたしまして、公的年金等控除額の見直しによりまして高齢者の国民健康保険税の負担の激変を緩和をいたしますために、所得割額の算定及び減額の判定に際しまして、公的年金等所得から、平成18年度におきましては13万円を、平成19年度におきましては7万円の特別控除を行うものでございます。

まず、要旨2の(1)の所得割額の算定基礎となります所得の算定方法についてご説明を申し上げます。

年金収入から公的年金等控除を差し引きますと、公的年金等所得が得られることになるわけでございます。このたび、65歳以上の方の公的年金等控除が、140万円から120万円に引き下げられることになったところでございます。このことから、年金所得は逆に20万円の増となってくるわけでございますので、そこで太枠の囲みのところでございますが、今回の改正で特別の控除、平成18年度では13万円、平成19年度では7万円を設けることによりまして、算定基礎となります年金所得を抑えるというものでございます。さらに、ここから基礎控除の33万円を引きまして、所得割額の算定基礎となります所得を算定をすることとしております。

次に、要旨2の(2)での減額判定所得の算定方法でございます。ご承知のように、減額は、その世帯が一定未満の所得の場合、均等割、平等割を減額するというものでございます。7割軽減、5割軽減、2割軽減というのを制度として制定をさせていただいてます。この判定基準となります所得についてでございますが、年金収入から公的年金等控除を差し引きますと公的年金所得が得られることとなります。公的年金等控除が1

40万円から120万円に引き下げられることによりまして、先ほどもご説明を申し上げましたように、年金所得が20万円の増という結果となります。減額の判定を行います場合、年金収入のみの場合に限り15万円を差し引くことにつきましては、条例付則の第2項で定めているところがございますが、20万円の増額に対しまして、激変を緩和するために特別の控除、平成18年度におきましては13万円、平成19年度におきましては7万円を加えまして減額判定の所得を算定することとしております。なお、条例本文では、付則第2項の15万円と合せました額、平成18年度では28万円、平成19年度では22万円の控除を行う旨の規定となっているところがございます。

3つといたしましては、租税条約の実施に伴います所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関します法律の改正に伴いまして、租税条約適用利子等及び租税条約適用配当等に係ります所得につきまして、国民健康保険税の所得割額の算定及び減額の判定の際の所得額に加えることにつきましても、追加をさせていただいているところがございます。

なお、本文及び新旧対照表の説明につきましては省略をさせていただきます。

簡単でございますけれどもご説明とさせていただきます。よろしくご審議を賜りまして、原案どおりご承認を賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

○議長（中西和夫君） 説明が終わりましたので、本案について質疑をお受けいたします（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中西和夫君） これをもって質疑を終結いたします。

本案については、討論の申し出があります。よってこれより討論を行います。

初めに、本案を承認することに反対する議員の意見を求めます。14番、里川議員。

○14番（里川宜志子君） それでは、承認第4号 町長専決処分について承認を求めることについての斑鳩町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、反対の立場から意見を申し上げます。

そもそも、住民に深くかかわりのある重要なこの問題を専決処分とするシステムをとらなければならない、この日程のあり方にまず大きな問題があるということを指摘しておきたいと思います。

国が、地方分権といいながら、地方議会を無視した許せないやり方が続いているというふうに私は考えています。

介護保険にかかわる2号被保険者の介護納付金課税額の限度額変更についても、所得

の多い方から余計にいただくということは、ある意味一理あるのかなというふうには思いますが、そもそも国民健康保険から介護保険へと拠出する際に、構造的な無理があり国保も介護保険も国庫負担を引き下げる方向ばかりを考えた制度改正が続けられていることに大変不満を持ち、納得出来ない思いでいっぱいです。なぜ、地方の執行機関ではこの国のやり方に従順なのか、訳がわかりません。

また、公的年金等控除額の見直しによる高齢者の国民健康保険税の負担の激変緩和については、一定の措置をとられることは理解出来ますが、2年たったら年金が増額になるでしょうか。高齢者の暮らしが、2年たてば今より楽になるのでしょうか。形は激変緩和と一見手だてをしているかに思えますが、結局はじわじわと苦しめているだけで、今回の税制改正はどうしても納得することが出来ません。いつも、急には上がらないようにしますとごまかしをしているだけにしか私には見えません。結局、低所得者層、年金しかないお年寄りたちの生活は、負担が増えてしんどくなるばかりです。

さらに付け加えますと、医療費の制度改正のおまけまでついてきて、体の弱い高齢者や持病のある高齢者はとても大変です。これまで繰上充用をしてきている国保の特別会計では、保険税そのものを増額しなければならないと言われておりますが、生活保護基準やそれ以下で生活をしている人たちの救済について十分に検討をしていただくことを申し添えまして、私の反対意見とさせていただきます。ご清聴ありがとうございました

○議長（中西和夫君） 次に、本案を承認することに賛成する議員の意見を求めます。8番、坂口議員。

○8番（坂口 徹君） 承認第4号 町長専決処分について承認を求めることについて（斑鳩町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について）、このことについて賛成の立場から意見を申し上げます。

このたびの条例改正は、地方税法などの改正を受けて行われたものであります。

まず、介護納付金額の限度額についてであります。高齢者人口及び要介護認定者が増加し、また制度の充実が進む中、介護保険の給付は全国的に増加しているように聞いております。介護保険の第2号被保険者の保険料は、医療保険に上乗せし納付いただく制度となっているわけですが、この給付の伸びに対し、全国の第2号被保険者が負担すべき金額も、全体としてそれに応じていかざるを得ない状況であると考えます。このことから、主として高額所得者が負担する国民健康保険税の介護納付金額について、政令に従いその限度額を引き上げることは理解出来るものであります。

また、その他の改正事項につきましては、法律に規定されたことに伴う改正であり、特に高齢者に係る特別の控除を行うことは、その方たちの国民健康保険税の負担の激変を緩和するためには必要な措置であると考えるところであります。

このようなことから、町が地方税法などの改正に伴い条例改正を行ったことは妥当なものであると考え、斑鳩町国民健康保険税条例の一部を改正する条例に係る町長専決処分について承認を求めることに賛成するものであります。議員皆様方のご賛同よろしくお願いいたします。

○議長（中西和夫君） これをもって討論を終結いたします。

本案については、賛否両論であります。よってこれより採決を行います。

本案を原案どおり承認することに賛成の議員の起立を求めます。

（起立する者あり）

○議長（中西和夫君） 起立多数であります。よって承認第4号については、賛成多数で承認いたされました。

次に、日程11、承認第5号 町長専決処分について承認を求めることについて（斑鳩町介護保険条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例について）を議題といたします。

お諮りいたします。本案については、会議規則第39条第2項の規定により、委員会付託を省略することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中西和夫君） 異議なしと認めます。よって承認第5号については、委員会付託を省略いたします。

本案について、提出者の説明を求めます。中井住民生活部長。

○住民生活部長（中井克巳君） それでは、承認第5号 町長専決処分について承認を求めることについて（斑鳩町介護保険条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例について）をご説明申し上げます。

まず、議案書を朗読させていただきます。

承認第5号

町長専決処分について承認を求めることについて

（斑鳩町介護保険条例の一部を改正する

条例の一部を改正する条例について）

標記について、地方自治法第179条第1項の規定により、斑鳩町介護保険条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、議会の承認を求めます。

平成18年5月11日提出

斑鳩町長 小城利重

続きまして、専決処分書を朗読させていただきます。次のページをご覧くださいと思います。

斑専第5号

専決処分書

斑鳩町介護保険条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例について
標記について、地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分する。

平成18年3月31日

斑鳩町長 小城利重

それでは、議案書の一番最後のページの要旨をもってご説明をさせていただきます。

斑鳩町介護保険条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例（要旨）

保険料の激変緩和措置について、「介護保険施行令及び介護保険の国庫負担金の算定等に関する政令の一部を改正する政令」が平成18年3月1日に公布され、平成18年4月1日から施行されることに伴い、所要の改正を行うものでございます。

少し内容的なことにつきましてご説明を申し上げます。

今回の激変の緩和の措置につきましては、第4段階の方と第5段階の方が対象となっております。ご承知をいただいておりますように、介護保険料につきましては、第4段階が基準額ということで、年額4万6,800円、月では3,900円ということで、さきの議会におきましてご議決を賜ったところでございます。

このことから、第1段階及び第2段階から第4段階になる方につきましては、平成18年度におきましては、基準額4万6,800円に対しまして0.66を乗じるということにさせていただきます。平成19年度におきましては、その基準額に0.83を乗じていくということでございます。そして、平成20年度におきましては、基準額の4万6,800円の保険料となるように、3年間で段階的に引き上げをさせていただくというものでございます。

それと、第3段階から第4段階になられる方につきましては、基準額に、平成18年度では0.83を、そして平成19年度では0.91を乗じるということの改正でございます。

そして、所得の第5段階の方につきましても、第1段階及び第2段階から第5段階になる方につきましては、基準額の4万6,800円に対しまして、平成18年度では0.75を、そして平成19年度では1を乗じるというようにして、平成20年度につきましては1.25というように乗じていくということでございます。

第3段階から第5段階となる方につきましては、平成18年度では0.91を、平成19年度では1.08を乗じるということになっております。

第4段階から第5段階となる方につきましては、平成18年度では1.08を、平成19年度につきましては1.16を乗じるということにしているところでございます。

以上で説明とさせていただきますけれども、本文及び新旧対照表の説明につきましては省略をさせていただきます。よろしくご審議を賜りまして、原案どおりご承認を賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（中西和夫君） 説明が終わりましたので、本案について質疑をお受けいたします（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中西和夫君） これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。承認第5号については、原案どおり承認することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中西和夫君） 異議なしと認めます。よって承認第5号については、満場一致で承認いたされました。

ここで副議長と交代いたしますので、暫時休憩いたします。

（午前11時24分 休憩）

（午前11時25分 再開）

○副議長（坂口 徹君） それでは、再開いたします。

ただいま中西議長から議長の辞職願が提出されました。

お諮りいたします。この際、議長の辞職許可について、地方自治法第102条第5項の規定に基づいて会議に付議し、追加日程とし、日程の順序を変えて議題とすることに

ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○副議長(坂口 徹君) 異議なしと認めます。よって日程の順序を変え、追加日程1、議長辞職許可についてを日程に追加し、議題といたします。

暫時休憩いたします。

(午前11時26分 休憩)

(午後 1時00分 再開)

○副議長(坂口 徹君) 再開いたします。

ただいま議題となっております追加日程1、議長辞職許可について、地方自治法第117条の規定により、中西議員の退席を求めます。

(中西議員 退席)

○副議長(坂口 徹君) 議長の辞職願を事務局長に朗読させます。浦口議会事務局長。

○議会事務局長(浦口 隆君) 辞職願を朗読させていただきます。

議長辞職願

今般、議員申し合わせにより、議長辞職願を提出いたしますので、よろしくお取り計らいくださいますようお願いいたします。

平成18年5月11日

斑鳩町議会議長 中西和夫

斑鳩町議会副議長 坂口 徹様

○副議長(坂口 徹君) お諮りいたします。議長の辞職願を許可することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○副議長(坂口 徹君) 異議なしと認めます。よって議長辞職願については、満場一致で許可いたしました。

(中西議員 着席)

○副議長(坂口 徹君) 中西議員にお知らせいたします。ただいま議題とされました議長辞職許可については、満場一致で許可いたしました。

議長の辞職のあいさつをお受けいたします。

○15番(中西和夫君) 議長の辞職に際しまして、一言皆様方にお礼とごあいさつを申

上げます。

去年の5月の臨時議会におきまして、皆様方のご推挙によりまして議長という大役を与えていただき、また皆様方のご協力、理事者の皆様方のご協力も得まして、私、この1年間大過なく職責を果たすことが出来ましたこと、この場をおかりいたしまして厚くお礼を申し上げます。

振り返ってみますと、この1年色々なことがございましたが、私の中で一番印象に残っておりますのが、議会の財政健全化と定数についての関係でございます。これにつきましては、住民検討会議の方からも公開質問状等が上がってまいりまして、皆様方のご協力を得ながらまとめることが出来ましたこと、またこの場をおかりいたしまして厚くお礼を申し上げます。また、私自身、今回のことで貴重な経験をさせていただいたということで、皆様方にも感謝したいと思います。

これからは、この経験をもとにいたしまして、町政発展のために私自身またこれからも努力してまいりますので、また皆様方のご指導のほどよろしく願いまして、簡単ではございますが辞任に際しましてのあいさつとかえさせていただきます。1年間どうもありがとうございました。（拍手）

○副議長（坂口 徹君） 中西議員におかれましては、昨年5月以来議長として議会のためにご尽力をいただき、ここに副議長として議会を代表して感謝申し上げる次第でございます。ありがとうございました。

ただいまの議決により、議長が欠員となりました。

お諮りいたします。この際、議長選挙を、地方自治法第102条第5項の規定に基づいて会議に付議し、追加日程2として議題とすることにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○副議長（坂口 徹君） 異議なしと認めます。よって追加日程2、議長選挙についてを日程に追加し、選挙を行うことに決しました。

選挙の方法については、投票により行います。

議場の出入口を閉鎖いたします。

（議 場 閉 鎖）

○副議長（坂口 徹君） ただいまの出席議員は13名であります。

次に、立会人を指名いたします。会議規則第32条第2項の規定によって立会人に、3番、飯高議員、6番、浅井議員を指名いたします。

投票用紙を配付いたします。

(投票用紙配付)

○副議長(坂口 徹君) 投票は単記無記名であります。

投票用紙の配付漏れはありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○副議長(坂口 徹君) 配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検いたします。

(投票箱点検)

○副議長(坂口 徹君) 異状なしと認めます。

これより投票を行います。1番議員から順番に投票をお願いいたします。

(投票)

○副議長(坂口 徹君) 投票漏れはございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○副議長(坂口 徹君) 投票漏れなしと認めます。投票は終了いたします。

開票を行います。飯高議員、浅井議員の立ち会いをお願いいたします。

(事務局長及び立会人 開票)

○副議長(坂口 徹君) 選挙の結果を報告いたします。

投票総数13票、これは先ほどの出席議員数に符合いたしております。有効投票13票、無効投票0票。有効投票のうち、中川議員8票、浦野議員3票、里川議員2票、以上のおりであります。この選挙の法定得票数は3.25票であります。よって中川議員が当選いたされました。

議場の出入口の閉鎖を解きます。

(議場閉鎖を解く)

○副議長(坂口 徹君) ただいま議長に当選されました中川議員が議場におられますので、会議規則第33条第2項の規定によって当選の告知をいたします。

中川議員より、当選の承諾及び就任のあいさつをお願いいたします。中川議員。

○16番(中川靖広君) 本日は、多数の議員の方々のご推挙を賜りまして、このように議長に就任させていただきましたこと、心より厚くお礼申し上げます。まことにありがとうございます。

お見かけどおりの若輩者ではございますが、中西前議長に引き続き、開かれた議会と

また円滑な議会運営に努めてまいりたいと思いますので、議員皆様方、並びに理事者皆様方には、ご指導とご協力を賜りますよう切にお願い申し上げまして、はなはだ簡単ではございますが、議長就任のごあいさつとかえさせていただきます。本日はまことにありがとうございました。（拍手）

○副議長（坂口 徹君） ありがとうございます。議長に議長章の授与を行います。

（議長章授与）

○副議長（坂口 徹君） 議長に議長席にお着き願うことといたします。

これをもって私の職務は終了いたします。皆様のご協力を賜りありがとうございました。

議長と交代のため暫時休憩いたします。

（午後1時15分 休憩）

（午後1時16分 再開）

○議長（中川靖広君） 会議を再開いたします。

ただいま副議長の坂口議員から副議長の辞職願が提出されました。

お諮りいたします。この際、副議長辞職許可についてを、地方自治法第102条第5項の規定に基づいて会議に付議し、追加日程3として議題とすることにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中川靖広君） 異議なしと認めます。よって追加日程3、副議長辞職許可についてを日程に追加し、議題といたします。

地方自治法第117条の規定により、坂口議員の退席を求めます。

（坂口議員 退席）

○議長（中川靖広君） 副議長の辞職願を事務局長に朗読させます。浦口議会事務局長。

○議会事務局長（浦口 隆君） 辞職願を朗読させていただきます。

辞職願

私は、このたび、議会の申し合わせにより副議長の職を辞したいので、地方自治法第108条の規定により許可くださるようお願いいたします。

平成18年5月11日

斑鳩町議会副議長 坂口 徹

斑鳩町議会 中川議長様

○議長（中川靖広君） お諮りいたします。副議長の辞職願を許可することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中川靖広君） 異議なしと認めます。副議長の辞職願については、満場一致で許可いたしました。

（坂口議員 着席）

○議長（中川靖広君） 坂口議員にお知らせいたします。ただいま議題とされました副議長辞職許可については、満場一致で許可いたしました。

副議長辞職のあいさつをお受けいたします。8番、坂口議員。

○8番（坂口 徹君） 副議長辞職に当たりまして一言ごあいさつ申し上げます。

昨年の5月の臨時議会より、私のような未熟な者が副議長に就任させていただきました。1年間、先輩議員、また同僚議員の皆様方、また理事者の皆様方のご指導、ご協力をいただきましたおかげで、無事この重責を果たすことが出来ましたことに、まず御礼申し上げたいと思います。どうもありがとうございました。

今後は、一議員といたしまして、町発展のために精一杯頑張っていきたいと思っております。今まで以上に、議員の皆様、理事者の皆様方のご指導、ご鞭撻をより一層いただきますようお願い申し上げます。私の辞任のあいさつといたします。ありがとうございました。（拍手）

○議長（中川靖広君） 坂口議員におかれましては、昨年5月から副議長として議会運営にご尽力いただき、ここに厚くお礼申し上げます。ありがとうございました。

ただいまの議決により、副議長が欠員となりました。

お諮りいたします。この際、副議長の選挙を、地方自治法第102条第5項の規定に基づいて会議に付議し、追加日程4として議題とすることにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中川靖広君） 異議なしと認めます。よって追加日程4、副議長選挙についてを日程に追加し、選挙を行うことに決しました。

副議長の選挙の方法については、投票により行います。

議場の出入口を閉鎖いたします。

（議 場 閉 鎖）

○議長（中川靖広君） ただいまの出席議員は13名であります。

次に、立会人を指名いたします。会議規則第32条第2項の規定によって立会人に、7番、小野議員、8番、坂口議員を指名いたします。

投票用紙を配付いたします。

（投票用紙配付）

○議長（中川靖広君） 投票は単記無記名であります。

投票用紙の配付漏れはございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中川靖広君） 配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検いたします。

（投票箱点検）

○議長（中川靖広君） 異状なしと認めます。

これより投票を行います。1番議員から順番に投票をお願いいたします。

（投票）

○議長（中川靖広君） 投票漏れはございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中川靖広君） 投票漏れなしと認めます。投票を終了いたします。

開票を行います。小野議員、坂口議員の立ち会いをお願いいたします。

（事務局長及び立会人 開票）

○議長（中川靖広君） 選挙の結果を報告いたします。

投票総数13票、これは先ほどの出席議員数に符合いたしております。有効投票12票、無効投票1票。有効投票のうち、嶋田議員9票、木澤議員2票、飯高議員1票、以上のおりであります。この選挙の法定得票数は3票であります。よって嶋田議員が当選いたされました。

議場の出入口の閉鎖を解きます。

（議場閉鎖を解く）

○議長（中川靖広君） ただいま副議長に当選されました嶋田議員が議場におられますので、会議規則第33条第2項の規定によって当選の告知をいたします。

嶋田議員より、当選の承諾及び就任のごあいさつをお願いいたします。1番、嶋田議員。

○1番（嶋田善行君） ただいま多数の皆様のご推挙をいただきまして、副議長の職を与えていただきました。どうもありがとうございました。

私、浅学非才の身ではございますが、議員の皆様、並びに理事者各位のご協力を得まして、斑鳩町と斑鳩町議会発展のために誠心誠意努力する次第でございます。何とぞ温かいご指導、ご鞭撻をお願いいたしまして、はなはだ簡単ではございますが就任のあいさついたします。どうもありがとうございました。（拍手）

○議長（中川靖広君） 続いて、日程12、常任委員会委員の選任についてを議題といたします。

暫時休憩いたします。

（午後1時31分 休憩）

（午後3時30分 再開）

○議長（中川靖広君） 再開いたします。

大変お待たせいたしました。ただいま議題となっております常任委員会委員の選任については、委員会条例第7条の規定により議長より指名いたしますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中川靖広君） 異議なしと認めます。それでは、議長より指名いたします。

総務常任委員会委員に、坂口議員、木澤議員、嶋田議員、松田議員、中西議員、厚生常任委員会委員に、三木議員、里川議員、浅井議員、木田議員、建設水道常任委員会委員に、飯高議員、浦野議員、小野議員、吉川議員、中川議員をそれぞれ指名いたします

日程12、常任委員会委員の選任については、ただいまの指名のとおり、各委員会の委員を選任することに決定いたしました。各委員会委員の皆様方には、よろしく願いいたします。

続きまして、日程13、議会運営委員会委員の選任についてを議題といたします。本件についても、委員会条例第7条の規定により議長より指名いたしますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中川靖広君） 異議なしと認めます。それでは、議長より指名いたします。

議会運営委員会委員に、小野議員、里川議員、松田議員、浦野議員、三木議員、中西

議員をそれぞれ指名いたします。

日程13、議会運営委員会委員の選任については、ただいまの指名のとおり、各委員を選任することに決定いたしました。各委員の皆様方には、よろしく願いいたします副議長と交代のため、暫時休憩いたします。

(午後3時31分 休憩)

(午後3時32分 再開)

○副議長（嶋田善行君） 再開いたします。

続いて、都市基盤整備特別委員会委員の木澤議員、浦野議員、中川議員から、都市基盤整備特別委員会委員の辞任願が提出されました。

お諮りいたします。この際、都市基盤整備特別委員会委員の辞任許可についてを、地方自治法第102条第5項の規定に基づいて会議に付議し、追加日程5として議題とすることにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○副議長（嶋田善行君） 異議なしと認めます。

よって、追加日程5、都市基盤整備特別委員会委員の辞任許可についてを日程に追加し、議題といたします。

地方自治法第117条の規定により、木澤議員、浦野議員、中川議員の退席を求めます。

(木澤議員、浦野議員、中川議員 退席)

○副議長（嶋田善行君） 木澤議員、浦野議員、中川議員の都市基盤整備特別委員会委員の辞任願を事務局長に朗読させます。浦口議会事務局長。

○議会事務局長（浦口 隆君） 辞職願を朗読をさせていただきます。

辞職願

今般、議会申し合わせにより、都市基盤整備特別委員会委員を辞任いたしたく辞任願を提出しますので、よろしくお取り計らいますようお願いいたします。

平成18年5月11日

都市基盤整備特別委員会委員

浦野圭司

斑鳩町議会議長 中川靖広様

同じく、都市基盤整備特別委員会委員、木澤正男、同じく都市基盤整備特別委員会委員、中川靖広。

以上でございます。

○副議長（嶋田善行君） お諮りいたします。都市基盤整備特別委員会委員の木澤議員、浦野議員、中川議員の辞任を許可することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○副議長（嶋田善行君） 異議なしと認めます。よって、木澤議員、浦野議員、中川議員の都市基盤整備特別委員会委員の辞任を許可することに決しました。

（木澤議員、浦野議員、中川議員 着席）

○副議長（嶋田善行君） 木澤議員、浦野議員、中川議員にお知らせいたします。ただいま議題とされました都市基盤整備特別委員会委員辞任許可については、満場一致で許可いたしました。

ただいまの議決により都市基盤整備特別委員会委員が欠員となりました。よってこの際、日程に都市基盤整備特別委員会委員の選任についてを、地方自治法第102条第5項の規定に基づいて会議に付議し、追加日程6として議題とすることにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○副議長（嶋田善行君） 異議なしと認めます。よって、追加日程6、都市基盤整備特別委員会委員の選任についてを日程に追加し、議題といたします。

本件についても、委員会条例第7条の規定により、議長により指名いたしますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○副議長（嶋田善行君） 異議なしと認めます。

それでは、議長より指名いたします。都市基盤整備特別委員会委員に、嶋田議員、坂口議員、飯高議員、浅井議員、三木議員、吉川議員をそれぞれ指名をいたします。

追加日程6、都市基盤整備特別委員会委員の選任については、ただいまの指名のとおり、各委員を選任することに決定いたしました。

議長と交代のため、暫時休憩いたします。

（午後3時36分 休憩）

(午後3時37分 再開)

○議長(中川靖広君) 再開いたします。

続きまして、広報発行対策特別委員会委員の坂口議員、飯高議員、浅井議員から、広報発行対策特別委員会委員の辞任願が提出されました。

お諮りいたします。この際、広報発行対策特別委員会委員の辞任許可についてを、地方自治法第102条第5項の規定に基づいて会議に付議し、追加日程7として議題とすることにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中川靖広君) 異議なしと認めます。よって、追加日程7、広報発行対策特別委員会委員の辞任許可についてを日程に追加し、議題といたします。

地方自治法第117条の規定により、坂口議員、飯高議員、浅井議員の退席を求めます。

(坂口議員、飯高議員、浅井議員 退席)

○議長(中川靖広君) 坂口議員、飯高議員、浅井議員の広報発行対策特別委員会委員の辞任願を事務局長に朗読させます。浦口議会事務局長。

○議会事務局長(浦口 隆君) 辞職願を朗読をさせていただきます。

辞職願

今般、議会申し合わせにより、広報発行対策特別委員会委員を辞任いたしたく辞任願を提出しますので、よろしくお取り計らいますようお願いいたします。

平成18年5月11日

広報発行対策特別委員会委員

坂 口 徹

斑鳩町議会議長 中川靖広様

同じく、広報発行対策特別委員会委員、飯高昭二、同じく広報発行対策特別委員会委員、浅井正八。

以上でございます。よろしくお願いたします。

○議長(中川靖広君) お諮りいたします。広報発行対策特別委員会委員の坂口議員、飯高議員、浅井議員の辞任を許可することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中川靖広君) 異議なしと認めます。よって、坂口議員、飯高議員、浅井議員の

広報発行対策特別委員会委員の辞任を許可することに決しました。

(坂口議員、飯高議員、浅井議員 着席)

○議長(中川靖広君) 坂口議員、飯高議員、浅井議員にお知らせいたします。ただいま議題とされました追加日程7、広報発行対策特別委員会委員辞任許可については、満場一致で許可いたされました。

ただいまの議決により広報発行対策特別委員会委員が欠員となりました。よってこの際、日程に広報発行対策特別委員会委員の選任についてを、地方自治法第102条第5項の規定に基づいて会議に付議し、追加日程8として議題とすることにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中川靖広君) 異議なしと認めます。よって、追加日程8、広報発行対策特別委員会委員の選任についてを日程に追加し議題といたします。

本件についても、委員会条例第7条の規定により議長より指名いたしますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中川靖広君) 異議なしと認めます。

それでは、議長より指名いたします。広報発行対策特別委員会委員に、里川議員、嶋田議員、小野議員、浦野議員、三木議員、木澤議員をそれぞれ指名いたします。

追加日程8、広報発行対策特別委員会委員の選任については、ただいまの指名のとおり、各委員を選任することに決定いたしました。各委員の皆さんには、よろしく願いいたします。

続きまして、議会選出の監査委員の木田議員から、本月末日をもって監査委員を退職したい旨を町長に申し出ておられます。よってこの際、斑鳩町監査委員の選任について同意を求めることについてを、地方自治法第102条第5項の規定に基づいて会議に付議し、追加日程9として議題とすることにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中川靖広君) 異議なしと認めます。よって、追加日程9、同意第2号 斑鳩町監査委員の選任について同意を求めることについてを日程に追加し議題といたします。

地方自治法第117条の規定により、松田議員の退席を求めます。

(松田議員 退席)

○議長（中川靖広君） 理事者の提案説明を求めます。植村総務部長。

○総務部長（植村哲男君） 同意第2号について、私の方からご説明申し上げます。

同意第2号

斑鳩町監査委員の選任について同意を求めることについて

標記について、下記の者を斑鳩町監査委員に選任したいので、地方自治法第196条第1項の規定により、議会の同意を求めます。

平成18年5月11日提出

斑鳩町長 小城利重

記

住 所 奈良県生駒郡斑鳩町龍田北5丁目3番49号

氏 名 松田 正

生年月日 昭和4年3月25日

以上、説明を終わります。よろしくご承認のほどをお願い申し上げます。

○議長（中川靖広君） お諮りいたします。本案については、質疑、討論を省略し、原案に同意いたしたいと思っておりますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中川靖広君） 異議なしと認めます。よって、追加日程9、同意第2号 斑鳩町監査委員の選任について同意を求めることについては、満場一致をもって同意いたしました。

（松田議員 着席）

○議長（中川靖広君） 松田議員にお知らせいたします。追加日程9、同意第2号 斑鳩町監査委員の選任について同意を求めることについては、満場一致をもって同意をいただきました。よろしくお願ひいたします。

ただいまから議長報告を行います。

議長報告（1）から（4）までにつきましては、事務局長から報告させます。浦口議会事務局長。

○議会事務局長（浦口 隆君） それでは、報告をいたします。

初めに、常任委員会正副委員長互選結果についてであります。総務常任委員会委員長に坂口議員、副委員長に木澤議員、厚生常任委員会委員長に三木議員、副委員長に里川議員、建設水道常任委員会委員長に飯高議員、副委員長に浦野議員であります。

次に、議会運営委員会正副委員長互選結果についてであります。委員長に小野議員、副委員長に里川議員であります。

次に、都市基盤整備特別委員会正副委員長互選結果についてであります。委員長に嶋田議員、副委員長に坂口議員であります。

次に、広報発行対策特別委員会正副委員長互選結果についてであります。委員長に里川議員、副委員長に嶋田議員であります。

○議長（中川靖広君） ただいま事務局長から報告をさせましたとおりであります。皆さんにはよろしくお願いいたします。

以上で、本日開催の第2回臨時議会に付議されました各議案についてはすべて終了いたしました。

閉会に先立ちまして町長からごあいさつをお受けいたします。小城町長。

○町長（小城利重君） 平成18年第2回町議会臨時会の閉会に当たり一言あいさつを申し上げます。

本日提案させていただきました斑鳩町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例についてなど7議案について、議員皆様方には、慎重かつ熱心にご審議賜り、いずれの議案につきましても、温かいご審議により原案どおりご承認賜りましたことに対しまして、深く感謝を申し上げますと共に、厚くお礼を申し上げます。

また、今後の議会運営の根幹となります正副議長の選出をはじめ各常任委員会及び特別委員会の各委員等を選出していただき、大変ご苦勞さまでした。改めてお礼を申し上げます。

なお、新しく構成されました議会及び各委員会の皆様方に、町の懸案事項等についてご相談、ご協議をお願い申し上げ、議会との連携を保ちながら、より一層の町政の発展に向けて努力してまいりたいと考えております。今後とも、より一層のご支援、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

議員皆様方には、ますますご健勝にて議会活動にご精励を賜りますよう心からお願いを申し上げます。閉会のあいさつといたします。本日はどうもありがとうございました。

○議長（中川靖広君） これをもって平成18年第2回斑鳩町議会臨時会を閉会いたします。ご苦勞さまでした。

（午後3時47分 閉会）